



目次	ページ
規則	
◎高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則	1
訓令	
◎高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
訓令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	3
◎告示（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部改正	3
◎告示（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正	3
入札公告	
◎一般競争入札（共通基盤更新ソフトウェアライセンスの借入れ）の公告（情報政策課）	3
----- <b>規 則</b> -----	
高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年4月1日	
高知県知事 尾崎 正直	

**高知県規則第61号**  
**高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則**  
 高知県がん対策推進協議会の組織及び運営に関する規則（平成19年高知県規則第48号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「第11条第1項」を「第19条第1項」に改める。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**訓 令**  
-----

**高知県訓令第2号**  
 水産振興部  
 水産振興部各出先機関  
 高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県漁業協同組合併促進本部設置規程の一部を改正する訓令**  
 高知県漁業協同組合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「と漁業情勢」を「及び漁業情勢」に、「対応できる」を「対応することができる」に、「と有機的連けいのもとに」を「との有機的連携の下に」に改める。  
 第5条第2項中「その職務」を「、その職務」に改める。  
 第6条第1項中「以下」を「次項において」に改める。  
 第7条中「について」を「に関し」に改める。

別表部員の項中  
 「水産振興部水産政策課長」  
 を  
 「水産振興部水産政策課長  
 水産振興部漁業管理課長」  
 に、  
 「水産振興部水産政策課課長補佐」  
 を  
 「水産振興部合併・流通支援課企画監（漁協経営改善担当）  
 水産振興部水産政策課課長補佐  
 水産振興部漁業管理課課長補佐・兼水産振興部漁業管理課チーフ（保安漁船担当）」  
 に、  
 「水産振興部合併・流通支援課課長補佐」  
 を  
 「水産振興部合併・流通支援課課長補佐  
 水産振興部合併・流通支援課課長補佐（漁協組織強化担当）」

に改め、同表幹事の項中「水産振興部漁業管理課チーフ（保安漁船担当）」を削る。

**附 則**  
 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

-----  
**訓 令**  
**公 営 企 業 局 訓 令**  
**教 育 委 員 会 訓 令**  
-----

**高知県訓令第3号**  
**高知県公営企業局訓令第3号**  
**高知県教育委員会訓令第4号**

本 庁  
 各 出 先 機 関  
 公 営 企 業 局 本 局  
 公 営 企 業 局 各 事 業 所  
 公 営 企 業 局 各 病 院  
 教 育 委 員 会 事 務 局  
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
 高知県公営企業局長 岡林 美津夫  
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令**  
 高知県訓令第4号  
 高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
 高知県教育委員会訓令第5号

第7条第4項中「産業振興推進部地域づくり支援課長」を「産業振興推進部移住促進課長」に改める。  
 第8条第2項中「は、次に掲げるとおり」を「の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおり」に改め、同条第5項第2号中「観光振興部地域観光課課長補佐（2人以上あるときは、地域本部長が指定した者とする。）」を「観光振興部地域観光課長」に改める。

**附 則**  
 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

-----  
**訓 令**  
**公 営 企 業 局 訓 令**  
**教 育 委 員 会 訓 令**  
**警 察 本 部 訓 令**  
**監 査 委 員 訓 令**  
 -----

高知県訓令第4号  
 高知県公営企業局訓令第4号  
 高知県教育委員会訓令第5号  
 高知県警察本部訓令第14号  
 高知県監査委員訓令第1号

本 庁  
 各 出 先 機 関  
 公 営 企 業 局 本 局  
 公 営 企 業 局 各 事 業 所  
 公 営 企 業 局 各 病 院  
 教 育 委 員 会 事 務 局  
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所  
 警 察 本 部  
 警 察 署  
 監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

高知県知事	尾崎 正直
高知県公営企業局長	岡林 美津夫
高知県教育委員会委員長	小島 一久
高知県警察本部長	小林 良樹
高知県代表監査委員	朝日 満夫

**高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

高知県南海地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令第17号  
 営企業局訓令第8号  
 育委員会訓令第10号  
 察本部訓令第20号  
 査委員訓令第2号

題名を次のように改める。

**高知県南海トラフ地震対策推進本部設置規程**

第1条中「南海地震対策の」を「南海トラフ地震対策の」に、

「高知県南海地震対策推進本部」を「高知県南海トラフ地震対策推進本部」に改める。

第2条第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本部長

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 本部長は、危機管理部長をもって充てる。

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 本部長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

第4条各号中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第5条第3項中「危機管理部副部長」を「危機管理部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）」に改める。

第6条第1項中「南海地震対策」を「南海トラフ地震対策」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条第3項中「危機管理部南海地震対策課長」を「危機管理部南海トラフ地震対策課長」に改め、同条第4項中「危機管理部南海地震対策課」を「危機管理部危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(南海トラフ地震対策推進地域本部)

**第8条** 推進本部の活動を地域単位で総合的に推進するため、推進本部の下に南海トラフ地震対策推進地域本部（以下この条において「地域本部」という。）を設置する。

2 地域本部の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
南海トラフ地震対策推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 安芸郡
南海トラフ地震対策推進中央東地域本部	南国市 香南市 香美市 長岡郡 土佐郡
南海トラフ地震対策推進中央西地域本部	土佐市 吾川郡 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村

南海トラフ地震対策推進須崎地域本部	須崎市 高岡郡のうち中土佐町 構原町 津野町 四万十町
南海トラフ地震対策推進幡多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 幡多郡

3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。  
 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域防災監又は地域防災企画監をもって充て、当該対象地域における南海トラフ地震対策の推進の総合的な調整を行う。

5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。

(1) 当該対象地域に所在する出先機関（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第2号に規定する出先機関をいう。）の長

(2) 当該対象地域を担当する県の地域防災担当者

(3) 前2号に掲げる者のほか、地域本部長が必要があると認める者

6 地域本部に、地域副本部長を置くものとし、地域本部長が地域本部員の中から指名した者をもって充てる。

別表第1中「危機管理部長」を削り、「監査委員事務局長」を

「監査委員事務局長

地域防災監

地域防災企画監」

に改める。

別表第2中

「警察本部警備部警備第二課災害対策室長」

を

「教育委員会事務局学校安全対策課長

警察本部警備部災害対策課長」

に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
 -----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第20号**

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。  
（特別支援教育課員駐在所）

第8条 特別支援教育課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に特別支援教育課員駐在所を置く。

第11条第9号を削り、同条第10号を同条第9号とする。

第13条中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 県立高校及び市町村立の高等学校の高等学校等就学支援金等に関すること。

第17条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 高知県立弓道場に関すること。

第36条第2項中「2人」を「2人以上」に、「予算の総括を担当する教育次長、指導の事務を担当する教育次長の」を「あらかじめ教育長が定めた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成28年3月31日までとする。

平成26年4月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
中越 利夫		
岡林 速		
宮本 悟	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
松本 秀一		
門田 窈一	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区

山本三四子		
柳本 勇雄	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
西川 明美		
西内 燦夫	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
刈谷 隆子		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 高知地区  
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 安芸地区  
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 南国地区  
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 須崎地区  
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。
- 中村地区  
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第7号

平成25年4月高知県公安委員会告示第6号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

表を次のように改める。

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
水田 光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区	平成27年3月31日まで
大崎 忠勝			
木山和三郎			
松井 正			

島田 作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088-834-0110（代表）	高知南地区
竹内 健二		
濱田 壽子		
五藤 広志		
大久保正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
池田 正寛		

高知県公安委員会告示第8号

平成18年2月高知県公安委員会告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

表中「高知県警察本部交通部運転免許センター、室戸警察署、安芸警察署、本山警察署、須崎警察署、窪川警察署、中村警察署（清水警察庁舎を含む。）及び宿毛警察署（運転免許受験申請を行った場所に限る。）」を「運転免許受験申請を行った高知県警察本部交通部運転免許センター及び警察署（分庁舎を含む。）」に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量  
共通基盤更新ソフトウェアライセンス 一式
- 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- 借入期間  
平成26年7月1日から平成31年6月30日まで
- 納入期限  
平成26年6月13日
- 納入場所  
高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館  
高知県文化生活部情報政策課

<p>(6) 入札方法</p> <p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の月額賃貸借料を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0870 高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル別館 高知県文化生活部情報政策課 電話番号088-823-9894</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 平成26年4月1日（火）から同年5月13日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間</p>	<p>を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 平成26年4月1日午前9時から同年5月13日午後5時までの間に高知県文化生活部情報政策課のホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141201/</a>）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成26年5月14日（水）午後3時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成26年5月13日午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した機能等証明書を平成26年5月2日（金）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p>	<p>(8) 資格審査に関する事項</p> <p>2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成26年4月18日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased : a suite of software license to be used in common base</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 3:00 P.M. on Wednesday 14 May 2014</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 13 May 2014</p> <p>(4) Contact: Information Policy Division, Department of Culture and Community, Kochi Prefectural Government, 4-1-16 Honmachi, Kochi City, Kochi 780-0870 Japan Tel: 088-823-9894</p>
---	---	--